

取引の適正化・料金透明化に向けた取組宣言

有限会社 丸金プロパンは、2024年4月2日に交付された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令の施行に伴い、LPガスの商慣行是正の向け以下の内容で取組むことを宣言します。

宣 言

1. 過大な営業行為の制限について

- (1) 正常な商慣習を超えた利益供与を行いません
- (2) LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結等を行いません

2. 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示及び計上禁止）について

- (1) 「基本料金」、「従量料金」及び「設備料金」からなる三部料金制を導入します
- (2) LPガス消費と関係のない設備費用は、LPガス料金へ計上しません
- (3) 賃貸向けLPガス料金においては、LPガス機器等の消費設備費用について計上しません

3. LPガス料金等の情報提供について

- (1) 入居を希望されるお客様へLPガス料金を事前に提示するよう努めます
（直接又はオーナー、不動産管理会社等を通じて提示）
- (2) 入居を希望されるお客様から直接情報提供の要請がある場合は、お客様へ直接提示します

令和7年3月1日
有限会社 丸金プロパン